

デジタル放送推進のための行動計画（第6次）に向けた提言

地上デジタル放送普及対策検討会

1 はじめに

地上デジタル放送が地域間格差なく普及することを目指して32道府県で組織している本検討会では、去る6月14日に「地上デジタル放送の活用と普及に向けた提言」を決議し、放送事業者や国などの関係先への要請を行ったところである。

7月29日に公表された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（情報通信審議会平成16年諮問第8号 第2次中間答申）（以下「中間答申」という。）では、上記提言の抜粋が取り上げられるとともに、今後の取り組み方針にも提言の趣旨が反映されており、高く評価する。

今後は、この中間答申に沿って、放送事業者や国等の関係者が、地域間格差のない普及に向けての取り組みを早急に実施することが求められる。

年末に公表が予定されている「デジタル放送推進のための行動計画（第6次）」（以下、「次期行動計画」という。）では、中間答申を受けての今後の具体的な取り組み方針が盛り込まれるものと見込まれるが、全ての都道府県で地上デジタル放送が開始される2006年を控えての次期行動計画は、これまでも増して重要なものとなる。

よってその策定に先立ち、本検討会としての立場から提言を行うものである。

2 提言

地上デジタル放送が地域間格差なく円滑に普及するため、次期行動計画には以下の事項が反映されるべきである。

(1) 中継局整備のロードマップについて

① 中継局整備のロードマップ公表については、厳密な正確さよりも速やかに全体像を示すことが優先されることに留意し、2010年までに整備する全ての中継局を対象としてそれぞれの放送事業者ごとに行うこと。

また、視聴者にとって分かりやすくするためには、各中継局のカバーエリア図についても、次期行動計画と同時か、遅くとも2006年3月までに公表することが必要。

なお、ロードマップの対象となる「アナログ時の放送エリア」は、中継局が直接カバーしている地域だけでなく、現在、放送波の直接受信以外の方法（共聴施設、CATVなど）で視聴している地域も含むものとする。

② ロードマップの実施については、2006年12月以降に中継局整備が本格

化することを踏まえて、放送事業者の徹底的な経営努力を前提としつつ、実行を担保するための国の役割と具体策を遅くとも2006年7月までに明確にすること。

(2) 送・受信環境の整備について

- ① 送・受信環境整備のための代替手段については、従来の共聴施設やCATVだけでなく、IPや衛星などあらゆる可能性の検証と所要の技術規格化その他実用化に向けた環境整備を、放送事業者、通信事業者等関係者の参加を得て、早急に国が行っていくこと。
- ② 徹底的な経営努力を前提としつつ、放送事業者の自助努力のみでは困難な中継局整備への支援や代替手段による送・受信環境の整備については、地方自治体に新たな財政負担を負わせないこと。
- ③ 各放送区域における代替手段の具体的検討は、国の適切な指導のもと、放送事業者が主体的に行うこと。
- ④ 受信環境の整備に関しては、地理的条件等の制約により中継局からの直接受信が困難な地域の住民に過大な負担がかからないようにするための方策を示すこと。

(3) アナログ波の停波について

アナログ波の停波については、放送区域ごとに順次行うことを想定しているようだが、その実施に当たっての課題等に関するモデル的な検証を行ったうえでその結果を公表するとともに、スケジュールについても、早期に策定・公表し、周知徹底していくこと。

(4) 受信端末の普及について

受信端末の速やかな普及のため、各関係者により2011年のデジタル全面移行についての周知活動を進めるとともに、メーカーにおいては、低廉かつ多様な製品開発に力を入れること。